

社会福祉法人の再編について

— 高齢者福祉を中心として —

澤村 孝夫

About Reorganization of the Social Welfare Corporation

— Mainly about Welfare of Aged persons —

Takao SAWAMURA

Abstract

After nursing-care insurance system was launched, provider of the social welfare service was opened in not only the social welfare corporation but also the profit - making corporation. In addition, the user of the welfare service became able to choose a care provider freely by contract. The entry to the care company of the private profit-making corporation causes slump of the business administration of the social welfare corporation to aggravation and cannot achieve the purpose called "public interest characteristics".

Therefore the business reorganization by transfer of business and merger is demanded as means avoiding management uneasiness of the social welfare corporation.

This paper is to study the following points.

- (1) a role and it's convert of the social welfare corporation
- (2) reorganization and it's scheme of the social welfare corporation
- (3) valuation and estimation of the social welfare corporation and merger

Key point

social welfare corporation social welfare business reorganization
transfer of business merger

I はじめに

2000年4月に導入した介護保険制度は、「医療と福祉サービスの区分」、「措置制度から契約制度」並びに「家庭介護から介護保険を利用した施設介護・在宅介護(2012年4月の介護保険法の改正によって在宅介護の支援体制を強化)」への転換、そして制度の見直しを図りながら新たに予防給付、地域支援事業、地域密着型サービスを創設し社会全体・地域全体で福祉サービスを支える仕組みを推進してきた。また、社会福祉法人以外の一般の営利法人等にも介護事業の運営を認可することによって介護利用者が自分に適ったサービスを自由に選択・享受できる環境を促してきた⁽¹⁾。

『高齢社会白書(2012年版)』よれば、2011年10月1日現在の65歳以上の高齢者は全国に約2975万人(前年比50万人増加)、総人口の約23.3%を占め、2015年には65歳以上の団塊世代の人口は約600万人、そしてその10年後には総人口に占める高齢者の割合が30%を超え、さらに高齢化が顕著になると予想している。

一方、2012年6月29日に厚生労働省が発表した「介護保険事業報告」では、要介護と認定されている高齢者は全国で約506万人(前年度より22万人増加)、そのうち要介護3以上の介護認定を受けている高齢者は全体の約4割、193万人にも達していると報告されている。この要介護認定者の増加は介護保険から支払われる給付

費の大幅な増加（前年度より5.6%増加の7兆2536億円に達している。）をもたらすだけでなく、介護施設や福祉サービスに携わる人材の大幅な不足を生起することが懸念されることから、今後「公益性」、「営利性」の有無を問わず、社会福祉法人及び一般の営利法人、NPO法人（Non-Profit Organization）等による福祉サービス事業者、そして地域社会が一体となって高齢者を支えていくことが求められる。特に営利法人等による介護事業者の役割は高齢化の進行とともに大きな支えとなり、それが介護事業者の急成長を促し売上高の増加に大きく反映している。

従来、社会福祉事業を優先的に運営してきた社会福祉法人は、高齢者の増加に歩調を合わせながら着実に増加してきたが、依然として小規模経営・家族的経営から脱皮することができず、むしろ介護報酬の不正請求等によって経営の悪化を招く事態が生起している。従って、社会福祉法人が本来の社会福祉サービスを継続的に提供するためには社会福祉事業の運営方法の在り方、そして規模の経済性を考慮した事業の再編が必要であると考えられる。

本稿では、社会福祉法人の「役割・再編」について、下記の視点から検討するものである。

- (1) 社会福祉法人の役割とその転換
- (2) 社会福祉法人の再編とそのスキーム
- (3) 社会福祉法人の評価・算定と合併

II、社会福祉法人の役割とその転換

社会福祉法第26条では、「社会福祉法人は、その経営する社会福祉事業に支障がない限り、公益を目的とする事業（以下「公益事業」という。）又はその収益を社会福祉事業若しくは公益事業に充てることを目的とする事業（以下「収益事業」という。）をおこなうことができる」と規定し⁽²⁾、社会福祉法第2条では、福祉サービスの利用者を優先的に保護することを目的とした「第1種社会福祉事業（主に入所施設サービス等）」と公共規制が低く、福祉サービスの利用者への影響が比較的小さい「第2種社会福祉事業（主に在宅サービス等）」を運営することが可能とされ、また具体的に運営でき

る社会福祉事業を限定列举し、営利法人による事業経営との違いを示している。また、「公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律（第2条第4項）」では、「公益を目的とする事業（Public Utilities）」とは、「不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与する」ことを目的とした事業であると規定しており、社会福祉法人はこの目的に沿った特定公益法人として指定されている。

従来、社会福祉法人は、補助金で支えられた施設経営等によってサービスの利用者に独占的に福祉サービスを提供してきた⁽³⁾。しかし、介護保険制度の導入とそれを切欠とした営利法人等による福祉サービス事業への参入によって福祉事業が特殊な事業ではなく一般的な事業として位置づけられるようになった。従って、これまで社会福祉法人が「公益性」という立場から提供してきた福祉サービスが民間の営利法人等においても収益事業として運営できるようになり、それが福祉サービスに大きな格差を生じさせる要因となってきた。特に老人福祉施設等の経営方法や福祉サービスの種類とその提供方法、そして質的なサービス内容等に著しい格差が現れ、それが社会福祉法人の事業運営を次第に圧迫し始めてきた。今後、社会福祉法人が「公益性」という立場から福祉サービスを提供し続けるためには運営方法や福祉サービスのニーズを救い上げ、利用者の要望に応じた量的（時間的）・質的な福祉サービスを提供し、また民間の営利法人等に対抗できる経営戦略を立てながら自立した事業運営と収益向上を目指していくことが求められる。

社会福祉法人の事業運営の成果は主に介護報酬収入等（介護保険収入、利用料収入、運営費収入等）に大きく依存している。すなわち介護報酬収入は施設設備とその収容能力、福祉サービスの種類（施設・在宅）、要介護度、サービスの利用日数等に相当の影響を受けている。従って、事業の運営にあたっては効率性アップを目標として施設設備の利用率（稼働率）、要介護状態区分の受入状況、サービス利用者数と利用回数及び日数等の増減等を注視したマネジメントが求められる⁽⁴⁾。事業成果の有無は社会福祉法人のマネジメント能力に影響される。また事業の成果は外的な影響、す

なわち介護報酬の改訂（厚生労働省が福祉状況等を斟酌しながら3年に一度見直している）が社会福祉法人だけでなく民間の営利法人等にも採算悪化をもたら一つの要因にも成っている。

社会福祉法人は、「社会福祉事業」、そして介護報酬という「公定料金」の枠の中で事業を運営しているところから健全な財務基盤を構築できない環境になっている。その結果、事業経営を維持するために介護報酬の不正請求、老人福祉法等の法令遵守違反等を誘発し社会福祉法人としての「公益性」、「信頼性」を損なう事態が引き起こされている⁽⁵⁾。

社会福祉法人の不安定な事業運営を回避するためには、事業の方向性とそれを推進するための強いリーダーシップのある経営組織の確立（ガバナンスの確立）、事業活動の転換、事業再編による収益性、効率性、安

全性、すなわち民間の営利法人の事業経営で目標とされている基本的な財務指標、すなわち自己資本利益比率（ROE：Return On Equity）あるいは総資産利益率を重視した経営システムを構築していくことが重要である⁽⁶⁾。

社会福祉法人の事業経営を財務的側面から強化するためには、下記のような老人福祉に関わる社会福祉事業を収益事業として位置づけし、また社会福祉法人の経営資源（特に遊休資産の活用）の効率的な運用を収益事業の一貫として強化し、社会福祉事業を側面からサポートできる経営システムに転換することが求められる。換言すれば、「公益性」の維持に支障が出ないようにするために収益事業を強化することによって「公益性」を支えることが不可欠である^(註7)。

<民間事業と競合している社会福祉事業を収益事業に転換及び収益事業の拡張>

＜社会福祉法第2条（老人福祉サービス事業を限定として）＞		
第一種社会福祉事業	→	第二種社会福祉事業 ⇒ 公益事業・収益事業
施設経営等	→	老人居宅介護等事業等 ⇒ 営利事業目的経営
(介護報酬等依存経営)	→	(介護報酬等依存経営) ⇒ (介護報酬+収益事業)
(財務体質脆弱)	→	(財務体質脆弱) ⇒ (財務体質の強化)
(老人福祉法 20 条 4 等)		(老人福祉法第 5 条の 2 第 2 項等)
養護老人ホーム 特別養護老人ホーム 軽費老人ホーム		居宅介護事業 デイサービス事業 短期入所事業 小規模多機能型居宅介護事業 認知症対応型老人共同生活援助事業 (老人福祉法 20 条の 2 等) デイサービスセンター 短期入所施設 老人福祉センター 老人介護支援センター
		・営利法人等と社会福祉法人との事業活動が競合することによって社会福祉法人の事業活動が埋没する可能性がある。 ・社会福祉事業を収益事業で支えながら「公益性」を維持する

＜社会福祉法第2条（老人福祉サービス事業に限定して）＞

社会福祉事業から収益事業へのウエイトの転換（社会福祉事業の付随的な位置づけとしての収益事業から社会福祉事業を積極的に支える収益事業への転換）は、財務安定性の維持のための第一歩であり、また現在のルールの枠組みの中で「公益性」を維持・継続していくためには社会福祉事業と収益事業の両方で支えるのが現実的である。

昨今、社会福祉法人の事業再編の方法として合併ないし事業譲渡がクローズアップされているが、この事業再編は経営不振、倒産、破産等のような状態になった社会福祉法人の救済方法であって発展的な事業改革の方法ではない。事業を再編する目的はあくまで収益の拡大・効率性の追求にある。

社会福祉法人の経営成果については、社会福祉法第44第2項、社会福祉法人会計基準（以下、「会計基準」と略す⁽⁸⁾。）によって作成された事業活動収支計算書（P/L）、資金収支計算書（C/F：Cash Flow）、貸借対照表（B/S：Balance Sheet）等（「会計基準42条第2項」）による計算書類のデータによって経営状況の良否を判断することができる。

東京都社会福祉法人経営適正化検討会「経営適正化（別添資料1）」では、社会福祉法人の課題を早期に発見するために事業活動収支計算書（P/L）、資金収支計算書（C/F）、貸借対照表（B/S）の3つの計算書類の会計データを参考にして、下記のような11の財務指標と分析の視点等について提言をしている⁽⁹⁾。

（1）事業活動収支計算書（P/L）からの指標・・・収支状況及びコスト状況の視点

- ①当期活動収支差額・・・収支状況を見る指標
- ②次期繰越活動収支差額・・・収支状況を見る指標
- ③事業活動収入対借入金比率・・・借入割合を見る指標
- ④労働分配率・・・コスト合理性を見る指標、
- ⑤（人件費+委託費）比率・・・コスト合理性を見る
- ⑥經常活動収支差額率・・・収益性を見る指標

（2）資金収支計算書（C/F）からの指標・・・収支状

況・短期安定性等の視点

- ①経営活動資金収支差額・・・収支状況を見る指標、
- ②当期末支払資金残高・・・短期安定性を見る指標
- （3）貸借対照表（B/S）からの指標・・・短期的・長期的安定性という視点
- ①流動比率・・・短期安定性を見る指標
- ②純資産比率・・・長期安定性を見る指標
- ③固定長期適合比率・・・長期安定性を見る指標

経営成果の判断基準は、これらの財務指標だけでなく、損益分岐点分析等を採用しながらセグメント（Segment）別、すなわち施設別、事業種別、地域別、福祉サービスの種類別等に区分して事業活動の推移ないし良否を把握しながら福祉環境の収益・コストパフォーマンスの変化を捉え事業転換ないし再編のための意思決定に繋げることが必要である⁽¹⁰⁾。

東京都では、財務指標が一定基準に達しない場合並びに重大な課題が解決されないという場合には「要警戒水準」と位置づけ、経営状況の良好な社会福祉法人と最終的に事業譲渡ないし合併するよう行政主導を行うこととしている⁽¹¹⁾。

社会福祉法人が「措置制度」の体質をもって事業運営を続ける限り、また介護報酬という公定料金に依存して事業運営をしている限り財務的不安を取り除くことは難しい。従って、収益事業活動の拡大と介護保険適用外の福祉サービスを工夫しながら財務余力、特に事業を拡大するために必要なフリー・キャッシュフロー（Free Cash Flow）を創造できる経営環境を構築することが必要とされる。

Ⅲ 社会福祉法人の再編とそのスキーム

社会福祉法人、営利法人を問わず、新規参加者が存在する場合、事業の変革は著しく促進される。その方向性は、新しいサービスや新製品による差別化、事業者間の連携や事業譲渡等による事業再編として現れてくる。従って、市場競争の経験が乏しく閉鎖的な経営環境の中で事業運営を行なっている社会福祉法人は福祉情報、福祉サービス、人事交流等を通じた連携の強化と差別化を図りながら営利法人に対抗できる事業環

境の構築をしなければならない。

「社会福祉法人における合併・事業譲渡・法人間連携の手引き（社会福祉法人経営研究会編、2008.3、以下、「合併・事業譲渡の手引き」と略す。）」では、社会福祉法人間の連携（法人間連携：技術開発や資材購入など複数の法人間で協力関係を契約することです。連携の範囲や内容など明確な定義はなく、法人間で互いに協力関係を築くこと全般が含まれるものと考えられます。）について下記のような具体例を示している⁽¹²⁾。

＜運営の効率化及びサービスの質の向上＞

- (1) 共同で食材を共同購入し、調達コストを削減
- (2) 共同でイベントを実施し、利用者がすきなイベントを選択して実施
- (3) 共同でサービス内容の研究・開発、マニュアルの策定

＜人材育成に向けた取組＞

- (4) 人材交流を図り、スキルを共有化
- (5) 共同で教育研修を行い、スキルの共有化やより高度な研修を実施

＜経営機能の強化＞

- (6) 外部専門家の高度活用・・・弁護士などの専門家
- 上記以外にも、福祉サービスの開発、キッチン設備の共用、職員の人材確保、共同バスの運行（カーシェアリング：利用者の送迎）、施設設備のメンテナンスについての共同依頼、福祉業務のアウトソーシングなどコスト削減に向けた施策を工夫しながら財務の強化を図る必要がある。また、社会福祉法人同士の連携だけでなく社会福祉法人と学校法人、社会福祉法人と医療法人、社会福祉法人とNPO法人、社会福祉法人と財団法人、社会福祉法人と株式会社（養護老人ホーム、居宅介護事業所等）など異法人や異業種との連携によってコスト削減に繋げる工夫が必要になる。

法人間の連携以上にコスト削減の効果が期待されると見られるのが経営資源の有効活用を目的とした事業譲渡（事業の移転）である。すなわち社会福祉法人が運営している事業の一部と他の社会福祉法人が運営している事業の一部を相互に交換して事業を特化することである。

「社会福祉法」では事業譲渡について、そのルールや会計的な処理方法について特別な規定を設けていない。しかし、「合併・事業譲渡の手引き⁽¹³⁾」では、事業譲渡について、「特定の事業に関する組織的な財産を他の社会福祉法人に譲渡することであり、単なる物質的な財産（土地、建物など）だけでなく、事業に必要な有形的、無形的な財産すべての譲渡を示しています」と述べており、「合併・事業譲渡の手引き⁽¹⁴⁾」では、具体的な事業譲渡について、下記の2つの事例を示している。

- (1) A福祉法人は保育施設から撤退、B社会福祉法人は在宅施設から撤退

＜A 法人＞＜B 法人＞ → ＜A 法人＞＜B 法人＞
 （老人施設）（児童施設） （老人施設）（児童施設）
 （保育施設）（在宅事業） （在宅事業）（保育施設）
 （在宅事業）

- (2) A社会福祉法人は施設経営・B社会福祉法人は在宅事業を目指して相互譲渡

＜A 地域＞＜B 地域＞ → ＜A 地域＞＜B 地域＞
 ＜A 法人＞＜B 法人＞ （A 法 人）
 （老人施設）（老人施設） （老人施設）（老人施設）
 （在宅事業）（在宅事業） （B 法 人）
 （在宅事業）（在宅事業）

民間の営利法人間の事業譲渡に関わる会計処理は、「事業分離等に関する会計基準（企業会計基準第7号）」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針：企業会計基準委員会（企業会計基準適用指針第10号）」のルールに従って行われる。分離元企業と分離先企業（結合企業）との間の会計処理は、「対価の種類（現金等及び株式）と分離先企業等の属性の組合せ（子会社・関連会社・共同支配企業）」によって移転損益が認識・測定される。しかし、社会福祉法人会計では、事業譲渡の関する会計処理の方法について特別な規定は設けていない。また、「合併・事業譲渡の手引き」においても具体的な会計処理の方法について示していない。従って、上記の事業譲渡の会計処理を想定すると下記のようになると考えられる（在宅事業資産、保育施設資産の区分方法が難しい）。

(1) A福祉法人は保育施設から撤退、B社会福祉法人は在宅施設から撤退した場合

<A法人>		<B法人>	
(借方)	(貸方)	(借方)	(貸方)
A基本金×××	A保育施設×××	A保育施設×××	A基本金×××
B在宅事業×××	B基本金×××	B基本金×××	B在宅事業×××
(在宅施設)		(在宅施設)	

(2) A社会福祉法人は施設経営・B社会福祉法人は在宅事業を目指して相互に譲渡した場合

<A法人>		<B法人>	
(借方)	(貸方)	(借方)	(貸方)
A基本金×××	A在宅事業×××	A在宅事業×××	A基本金×××
B老人施設×××	B基本金×××	B基本金×××	B老人施設×××

資産の交換による資産・負債の評価は帳簿価額で対応する(社会福祉法人会計基準第22条第1項:資産の評価は取得原価をもって行うものとする、同基準第3項:交換により取得した資産の評価は交換に対して提供した資産の帳簿価額をもって行うものとする。)。従って、社会福祉法人間の事業譲渡(移転)では、営利法人の事業譲渡のような移転差異(譲渡益ないし譲渡損)を認識しないことになる(ただし、収益事業に関わる事業譲渡については民間法人の合併ルールに従って移転差異を認識することが必要とされる。)。仮に移転差異が生じた場合には、双方で現金等の資産の授受によって調整・処理されると思われる。

*双方の施設・事業の移転にあたって、施設・事業に関連したA基本金・B基本金における基本金組入額(第1号基本金、第2号基本金、第3号基本金等)、国庫補助金等特別積立金、その他積立金、繰越活動収支差額等のついて適正な方法で按分計算して処理することが必要になる。

事業交換及びそれに伴う事業を積極的に特化していくためには、社会福祉法人同士が地域性、介護事業者、居住環境、高齢者数及び介護状況などに関する事業環境、事業方針、人事交流等を含めた情報を交換しながら信頼性を高め、将来に向けた事業展開の道筋を相互に作っていくことが極めて重要になる。社会福祉法人が営利法人の介護事業に追随していくためには民間の

営利法人以上の事業再編のスピード化が必須である。しかし、社会福祉法人は事業運営上の規制が多いことから行政、社会福祉協議会、社会福祉法人同士の間で事業再編に向けた「情報交換の場」を構築し、再編のスピード化を図っていくことが望まれる。ただし、そのイニシアチブを誰が取っていくのが事業再編のキーワードになる。

IV 社会福祉法人評価・算定と合併

「規模の経済性」を目指した事業再編の唯一方法は事業の全部譲渡、すなわち合併(新設合併・吸収合併)である。「社会福祉法48条」では、「社会福祉法人は、他の社会福祉法人と合併することができる」と規定している。ただし、社会福祉法人以外の法人、すなわち株式会社等の営利法人との合併は想定していない。

営利法人同士の合併は、一般的に相当の相乗効果を期待して行われるが、公益法人同士の合併については事業運営に厳しい規制が敷かれているところからその効果の発現(効果の発現の尺度をどこに求めるか:「経営適正化(別添資料1)」における11の財務指標)が未知数である。しかし、篤志家・慈善者等によって設立・運営されてきた古い経営体質、行政の「措置制度」による定型的な福祉サービス提供という事業スタイルの殻を破り、効率性を求めた新しい社会福祉法人の事業運営に脱皮していくためには有効な経営戦略の一つである。

社会福祉法人の合併の必要性については、すでに「合併・事業譲渡等の手引き」において、また東京都福祉保健局では、「社会福祉法人の経営適正化に向けて(以下、「経営適正化」と略す。)」2011.3)によって提言している。特に、「経営適正化」では、「重大な課題が解決されない社会福祉法人に対して、東京都が合併(Merger)、事業譲渡(Asset Purchase)、事業廃止(Business Abolition)、解散命令(Order of Dissolution)などの行政処分する場合の独自の仕組みを示し、特に経営状態の悪い社会福祉法人には積極的に合併等を推進している(全国で最初の試みである。))。

営利法人の事業再編については、「会社法(第467、

743条～816条)」に事業譲渡、組織変更、会社合併、会社分割等の方法が規定されており、また合併に関する会計処理等については企業結合に関する会計基準（企業会計基準21号、以下、「企業結合会計基準」と略す。）、事業の移転に関する会計処理については事業分離等に関する会計基準（企業会計基準第7号）のルールに従って積極的に事業再編の手段として合併が行われているが、社会福祉法人は「公益性」を堅持することを優先するために事業再編がかなり硬直的となっている。

社会福祉法人の合併スキームについては、「合併等の手引き」で具体的に示されている。

(1) 社会福祉法人の合併

①<吸収合併>

<A社会福祉法人> → <B社会福祉法人>
 (事業を撤退したい法人) (規模を拡大したい法人)
 (問題法人) (優良な法人)
 (被合併法人) (合併法人)
 (消滅法人) (継承法人)

②<新設合併>

(A零細規模社会福祉法人)
 (B零細規模社会福祉法人) → (新設の社会福祉法人)
 (C零細規模社会福祉法人)
 (被合併法人) (合併法人)
 (消滅法人) (継承法人)

社会福祉法人の合併は、「社会福祉法49条の2」により、「所轄庁（都道府県知事、2以上の都道府県の区域にわたるものにあつては厚生労働大臣）の認可を受けなければ、その効力を生じない」と規定されており、社会福祉法人同士自らがポジティブに合併を推進しながら福祉業務を改革していくということではなく、むしろ行政主導に委ねながら事業再編を進めていくことになる。

合併社会福祉法人は、合併比率（交換比率）などを考慮することもなく、「社会福祉法23条」の規定によって、被合併社会福祉法人の「一切の権利・義務」を承継して事業を継続していくことになる。

しかし、合併社会福祉法人が被合併社会福祉法人の資産・負債を「いくらの評価額で引継ぐのか（取得原

価あるいは時価評価)」、ということについての特別なルールがない。従って、公益法人同士の合併という立場から資産・負債は特に再評価されることなく取得原価で合併社会福祉法人に移転されることになる（民間の営利法人は合併時に資産・負債を再評価することによって損失あるいは利益を実現し、それを課税所得として把握することになるが、社会福祉法人については、収益事業を除いて、再評価は不要になる。）。

社会福祉法人の具体的な合併処理を示すと下記のようになる。

<条 件>

(合併法人)		(被合併法人)	
A 社会福祉法人 貸借対照表		B 社会福祉法人 貸借対照表	
諸資産 1,250,000	諸負債 450,000	諸資産 630,000	諸負債 150,000
	基本金 800,000		基本金 480,000
合併後の A 社会福祉法人の 貸借対照表			
諸資産 1,880,000	諸負債 600,000		
	基本金 1,280,000		

* 基本金については、「①会計基準第31条第1項（社会福祉法人の設立及び増築等のために基本財産等<固定資産に限る。>を取得すべきものとして指定された寄付金の額）」に規定する基本金、「②会計基準第31条第2項（前号の資産の取得に係る借入金の償還に充てるものとして指定された寄付金の額）」に規定する基本金、「③会計基準第31条第3項（施設の創設及び増築等のために保持すべき運転資金として収受した寄付金の額）」に規定する基本金、「④会計基準第31条第4項（定款の規定により、当期末繰越活動収支差額の一部又は全部に相当する額の運用財産を基本財産に組み入れた場合におけるその組み入れ額：繰越活動収支差額から繰り入れたもの）」に規定する基本金は、合併後の社会福祉法人の基本金の区分に応じて組み入れをすることになる。

一方、営利法人は、純資産法（時価で評価した価値：資産・負債の時価）、収益還元法（収益力による公

正価値：割引キャッシュ；Discounted Cash Flow)、折衷法（純資産法と収益還元法の平均値）、株式市価法（株式の時価で評価された公正価値）などの方法によって算定した企業価値をベースに合併比率を算定し、その割合に応じて合併法人は時価で評価された被合併法人の資産・負債を株式等の対価を支払って承継することになる。換言すれば、合併法人の株式等と被合併法人の純資産を時価ベースで交換することになり、交換差異が生じた場合にはその金額を無形固定資産に「のれん」として計上・表示される⁽¹⁵⁾。

A営利法人（合併法人）、B営利法人（被合併法人）の合併について、純資産額を基準とした処理を示すと下記ようになる。

<条 件>

(合併法人)		(被合併法人)	
A 営利法人	貸借対照表	B 営利法人	貸借対照表
諸資産 1,250,000	諸負債 450,000	諸資産 630,000	諸負債 150,000
	純資産 800,000		純資産 480,000

* 諸資産・諸負債は原価・時価評価額は同じ

* 資本金 ¥500,000

* 発行済株式数 10,000株

* A営利法人がB営利法人の株主に交付する議決権付きの株式は1株50円とする。

* 諸資産の時価評価額 ¥622,000

* 資 本 金 ¥320,000

* 発行済株式数 6,400株

(1) 合併比率と増加資本金

$$A : ¥800,000 \div 10,000株 = @¥80$$

$$B : ¥472,000 \div 6,400株 = @¥73.43$$

$$\cdot \text{合併比率} : @¥73.75 / @¥80 =$$

$$0.921875 \times 6,400株 = 5,900株$$

A営利法人がB営利法人を吸収する場合に発行する株式数は5,900株

$$\cdot \text{増加資本金} : 5,900株 \times @¥50 = ¥295,000$$

(2) A営利法人の買収額

A営利法人は、5,900株 × @¥90 = ¥531,000でB営利法人の純資産（¥622,000—¥150,000）を買収することになる。反対にB営利法人はA営利法人に純資産額 ¥472,000を現物出資したことになる。

$$\cdot \text{のれんの評価額} : ¥531,000 - (¥622,000 - ¥150,000) = ¥59,000 \text{ (正ののれん)}$$

民間の営利法人の合併は純資産、収益性、株価等だけでなく、人材や人材の技術、市場占有率等を十分に考慮して合併比率を算定してその手続きが実行していくことになる。

A営利法人の合併仕訳

<借 方>		<貸 方>	
諸 資 産	622,000	諸 負 債	150,000
の れ ん	59,000	資 本 金	295,000
		合 併 差 益	236,000

合併後のA法人の貸借対照表

合併後貸借対照表			
諸 資 産	1,872,000	諸 負 債	600,000
の れ ん	59,000	純 資 産	1,331,000
		(内：資本金	795,000
		：合併差益	236,000
		：その他	300,000

営利法人は時価で評価された純資産の譲渡によって事業運営上の足かせとなる不良資産が取り除かれ、新たに「のれん（正ののれん：上記の場合）」という無形固定資産が発生・計上される。この金額が合併後の営利法人の経営活動の成果を左右する要因としてクローズアップされ、その後の経営成果を左右することになる。従って、合併効果をチェックしながら「のれん」を回収できる事業運営を行うことが求められる。

合併のための事業再編は行政及び社会福祉法人間の情報交換およびその共有、合併契約及びその成立から合併に至るまでの再編のスピードが要求される。社会福祉法人が行える社会福祉事業の一部が民間の営利法人と競合しているにも関わらず事業再編に消極的になっている場合には最終的な事業再編の切り札としての合併の効果の発現が薄れることになる。民間の営利法人においては、合併のスピードアップを図るために事前相談制度（正式な合併審査に入る前の下交渉）を廃止し事前届出制に変更している⁽¹⁶⁾。

「合併に関する提言及び行政指導」によって、「規模の経済性」、「経営資源の有効利用」を目指した事業再編を推進し、新たな福祉事業を創造し民間の営利法人に對抗できる体制を作ることが必要である⁽¹⁷⁾。

V おわりに

介護保険制度が導入されてすでに10数年が経過している。その間、公益事業とされる社会福祉事業は社会福祉法人等の公益法人だけでなく、民間の営利法人等を含めた広い範囲で支えられるようになり、そのウエイトは高齢者の増加とともに民間の営利法人等に大きくシフトしてきた。またその過程で多様な福祉サービス、要介護度に応じたサービスとその質の充実、介護付きあるいは住宅型などの有料老人ホーム、サービス付き高齢者住宅（「高齢者住まい法（2011年10月よりサービス付き高齢者向け住宅へ変更登録し、2012年4月から新制度へ移行）」により高齢者専用住宅等、高齢者円滑入居賃貸住宅、高齢者向け優良賃貸住宅からサービス付き高齢者住宅に一元化）など「収益性」・「公益性」を融合しながら高齢者のニーズにマッチした新しい福祉サービスを進化させてきている⁽¹⁸⁾。しかし、民間の営利法人等の増加は福祉サービスに関する第三者による外部評価を実施しているにもかかわらず（厚労省が作成した「参考例」をもとに都道府県が作成した評価項目：福祉サービスの質の向上を目的として実施）、経営悪化による介護報酬の不正請求、施設設備の欠陥及び不備、介護職員不足による不適正な配置などを引き金として様々なアクシデントを引き起し、それが経営破綻等に至るようなリスクを抱えるようになってきた。社会福祉法人は、「公益性」ないし公益法人としての立場から、少なくともリスク回避の受け皿としての役割を果たせるように、そして自己改革を推進できるようにすることが必要である⁽¹⁹⁾。そのためには介護報酬依存経営から収益事業（事業内容の見直し及び民間企業への事業運営の委託など）へ軸足を移し、また社会福祉法人間の事業の共有化ないし特化、さらには規模の経済性を目的とした合併によって事業再編を図り、社会福祉法人の経営基盤の強化が不可欠になる。そのためには行政区画エリア別、介護保険算定エリア別（介護保険サービスの利用者数、65歳以上の人口）、合併認可別などを基準として再編を早急に進めていくことである。しかし、誰が事業再編のイニシアチブを取るかが問題である。団塊世代の高齢化とそれに伴う介護対

象者の増加に対応した事業再編とその方向性を早く示さなければならない。

[注]

- (1) 従来、高齢者の福祉は、老人福祉法と老人保健法の2つに支えられていた。介護保険制度導入後は、「老人保健法」、「介護保険法」が適用され、やむを得ない場合日に老人福祉法が適用されるようになった。その後、「老人保健法」が廃止され、「老人保健法」の医療事業が「高齢者医療の確保の関する法律」へ、それ以外保健事業は「健康増進法」の制度へ引き継がれた。
- (2) 厚生労働省「社会福祉法人の認可について（通知）」2000.12。
- (3) 社会福祉法人は、法人税法上の公益法人に該当するところから税制上の優遇措置を受けている。
 - ①法人税法2条第1項第6号、②法人税法施行令第5条第1項、③法人税法施行令第6条、法人税法基本通達15-2-1、④法人税法施行令第73条第1項第3号イ、⑤地方税法施行令第7条の4、第47条、地方税法348条第2項10～10の7号、法人税法施行令第5条1項29号ロ、法人税法基本通達15-2-10、消費税法施行令第14条の2及び第14条の4、消費税法基本通達6-7-1～5等。
- (4) 社会福祉法人の事業運営について、機能性、費用の適正性等の視点から効率性をチェックすることが必要になる。

【機能性】・・・施設の機能やサービスの内容・・・事業活動収入のペースになる

 - ①入所利用率・・・施設の地域ニーズへの適合性
 - ・特養入所利用率、短期入所利用率
 - ・年間延入所者数／年間延定員数×100
 - ②平均要介護度・・・施設の機能を平均介護度から把握・・・（要介護度分布を把握）
 - ・（要支援1～要介護5）／年間延入所者数
 - ③平均要介護度（在宅介護サービス等の日数及び時間）
 - ・（要支援1～要介護5）／年間延利用者数
 - ④定員1人当り事業活動収入（施設サービス；平均要介護度、利用率、規模より異なる）
 - ⑤入所者1人当り事業活動収入（収入単価の面から施設のサービスを把握）

・事業活動収入／入所定員

【費用の適正性】

①従業者1人当りの人件費・・・良質なサービス提供に必要な支出が行われている

・人件費／年間平均従業者数

②人件費率・・・給与水準、労働意欲やサービス内容に関係

・人件費／事業活動収入

生産性に対応していなければ経営の安定性を損なう
平均年齢、職種別従業者数によって異なるので注意

③給食材料費・・・給食材料費／事業活動収入

④経費率・・・減価償却費／事業活動収入

⑤借入金利息・・・借入金利息／事業活動収入

(5) 介護報酬の不正請求については、2002年度から調査を始めている。2003年度に市町村や都道府県が介護事業者に返還を求めた金額は56億2千万円に上り、その多くは老人保健施設、訪問介護の事業所が占めている（2005, 3, 7朝日新聞）。その後、介護事業者の規制を強化してきたが（組織的な不正行為について連座制を導入）、減少する兆しは見えていない。東京都では2008年度に経理処理不適切につき78件経営指導している。

(6) 営利法人では計算書類に記載されたに実数を用いて比率法、構成比率、趨勢比率等の分析をして経営活動の良し悪しを判断している。

例えば、下記のように貸借対照表の良否を判断するための静態比率、損益計算書の勘定科目項目相互間又は損益計算書と貸借対照表の勘定項目間との比率によって経営成績の良否を判断するための動態比率などを分析して経営活動をチェックしている。

①動態比率の種類等と良否の判断

・販売成績を判断：商品回転率（回）；売上原価／平均商品有高（↑）

・受取勘定の回収速度；売上勘定回転率（回）；売上高／受取勘定平均残高（↑）

・純資産の活動能力；純資本回転率（回）；売上高／純資本平均有高（↑）

・収益性の判断；純資産利益率（%）；純利益／純資産×100（↑）

・粗利益の判断；売上高総利益率（%）；売上総利益／売上高×100（↑）

・商品コストの判断；売上原価率（%）；売上原価／売上高×100（↓）

・最終販売成果の判断；売上純利益率（%）；純利益／売上高×100（↑）

* ↑：高いほど良い ↓：低いほど良い

②静態比率の種類等と良否の判断基準

・短期支払能力；流動比率（%）＝流動資産／流動負債×100（200%以上）

・即時支払能力；当座比率（%）＝当座資産／流動負債×100（100%以上）

・安全性の判断；固定比率（%）＝固定資産／純資産×100（100%以下）

・負債依存度の判断；純資産負債比率（%）＝負債／純資産×100（100%以下）

また趨勢比率、すなわち貸借対照表、損益計算書のデータをベースに数期間にわたる各勘定科目の増減をチェックすることによって経営状況の動向を時系列に分析している。

(7) 厚生労働省雇用均等、児童家庭局長、厚生労働省社会・援護局長、厚生労働省老健局長「社会福祉法人の認可について」の一部改正について、2011.10.14。

社会福祉法人審査基準第1の2（公益事業）、第1の3（収益事業）、社会福祉法人審査要領第1の2（公益事業）、第1の3（収益事業）。

(8) 改正社会福祉法人会計基準（新会計基準）は、2012年4月1日から適用（厚生労働省・雇発0727第1号、社援発第1号、老発第1号）。ただし、2015年3月31日までは従来の社会福祉法人会計を採用。

(9) ①一般的に、収益性（効率性）を判断する場合には、福祉事業に投下された資本の運用状況を把握するために事業活動収支差額率、事業活動経常収支差額率、当期活動収支差額率、総資産回転率（事業活動収入車線／総資産）等の指標が使われている、また、生産性については労働生産性、労働分配率の指標によって福祉サービスに関わる施設や人材の有効性を判断している。

②社会福祉法人の使命である公益事業を根幹から支える

ためには短期的な支払能力や安定した財政基盤が極めて重要視される。安定性（安全性）を判断する場合には、流動比率（流動資産／流動負債）、純資産比率（純資産／総資産）、固定長期適合比率（固定）などの指標が使われている。

③「東京都社会福祉法人経営適正化検討会報告書・別添資料1」（社会福祉法人の課題を早期発見できる指標）東京都福祉保健局指導監査部指導調整課、2011.4。

- (10) 新社会福祉法人会計基準では、社会福祉法人の事業運営状況（財政状況、経営分析）を明らかにするために事業内容を社会福祉事業、公益事業、収益事業にひて区分し、さらに社会福祉事業については拠点区分別、サービス区分別、いわゆるセグメント別に区分表示するよう改正した（社会福祉法人会計基準適用上の留意事項45＜運用指針＞）。
- (11) 「東京都社会福祉法人経営適正化検討会報告書（重大な課題が解決されない社会福祉法人に対し、東京都が「合併」「事業譲渡」「事業廃止」「役員交替」などの行政指導や「解散命令」などの行政処分をする場合の独自の仕組みを提言）」東京都福祉保健局指導監査部指導調整課、2011.4。
- (12) 「社会福祉法人における合併・事業譲渡・法人間連携の手引き（社会福祉法人経営研究会編、2008.3、P8～16）。
- (13) 「前掲：合併・事業譲渡の手引き」P57。
- (14) 「前掲：合併・事業譲渡の手引き」P45。
- (15) 合併比率は、純資産法以外に収益還元法、平均価値法（純資産と収益還元法の平均値）、市場価値法（株式市価法）など、そして合併企業同士の市場占有率、競争関係などの強さを考慮して算定している。社会福祉法人については、「社会福祉法人における合併の手引き」のなかで、「財産目録・貸借対照表資産」の作成することになっているがそれをどのように合併に生かしていくのか（例えば、合併比率の判定の尺度）については明示していない（「合併・事業譲渡の手引き」p19～21）。
- (16) 経済産業省「企業結合規制の見直し－パブコメ手

続きの結果について－」2012、6。

事前相談制度（正式な合併審査に入る前の下交渉）から事前届出制への変更については2012年7月より移行。

- (17) ①東京都によると、都内に施設を持つ社会福祉法人約700法人のうち2008年度決算ベースでは約50法人が要警戒水準となっている。東京都では、2009年度決算で要警戒水準となった法人から行政指導を始めるとしている（日本経済新聞2011,4,15）。
- ②東京都は2011年5月に特別養護老人ホームなどを運営する社会福祉法人の再編を促す制度を導入した。
- (18) 「安心・納得の介護老人ホーム」『週刊ダイヤモンド＜特大号＞』ダイヤモンド社、p35～76、p147～197。2012,3,31。
- 有料老人ホームについては、入居一時金（福祉サービスの前払金）の返還問題について訴訟のリスクが発生している。2012年4月施行の老人福祉法（改正）では、入居から3ヶ月以内に退去した場合には実費を除く入居一時金全額の返還を義務付けた。しかし、3ヶ月を過ぎると返還額は大きく目減りする。
- (19) 2006年12月に介護報酬の不正請求と虚偽申請などを起因して介護事業者を撤退したグッドウィル・グループ傘下の介護大手コムスは多くの介護難民を生起させた。その後事業解体によって訪問事業介護などの事業譲渡が行われたが（2007,12,1）、その際、社会福祉法人が引受先となったのは2法人であった（富山：社会福祉法人射水万葉会、高知：社会福祉法人ふるさと自然村）。「公益性」を建前として事業運営をしている社会福祉法人は積極的に事業の引継ぎ、高齢者の引受の意思を表明しなかった（2007,9,5.朝日新聞）。

【参考資料】

1. 内閣府『高齢社会白書（2012年版）』
<http://www8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/w-2012>。
2. 『厚生労働白書（2012年版）』

<http://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/kousei/12>。

- 3, 介護保険法規研究会監修『介護保険六法<2012年版>』中央法規出版、2012,7。
- 4, 齊藤力夫監修、中川健蔵著『四訂版・社会福祉法人の会計と税務の要点・基礎と事例』税務経理協会、2012,12。
- 5, 『新版会計法規集（第5版）』中央経済社、2012,9。
- 6, 日本税理士連合会、中央経済社編『法人税法規集』中央経済社、2012,7。
- 7, 社会福祉法人経営研究会編「社会福祉法人における合併・事業譲渡・法人間連携の手引き」2008,3。
- 8, 「東京都福祉サービス第三者評価」（財）東京都福祉保健財団www.fukunavi.or.jp
- 9, ①東京都福祉保健局；
www.hukushihoken.metro.tokyou.jp
「社会福祉法人の経営適正化に向けて（東京都社会福祉法人経営適正化検討会（2001年7月）を設置して社会福祉法人の経営適正化について検討を重ね、2011年3月に利用者が社会福祉法人の提供する福祉サービスを安心して持続的に利用できるための「社会福祉法人の経営適正化に向けて」を提言）」東京都福祉保健局指導監査部指導調整課、2011,4。
②東京都・介護サービス情報公表システム（厚労省）；www.tokyo-jkc.jp
介護事業所の基本情報と運営情報を提供
③独立行政法人福祉医療機構；www.wam.go.jp
- 10, 「社会福祉法人における合併・事業譲渡・法人間連携の手引き」社会福祉法人経営研究会編、2008,3。
- 11, 「介護全比較」『週刊ダイヤモンド<特大号>』ダイヤモンド社、2007,11,10、p29～137。
- 12, 「日本の老後」『週刊東洋経済』東洋経済新報社、2008,8,2、p34～90。
- 13, 「介護医療年金」『週刊東洋経済』東洋経済新報社、2008,12,6、p32～60。
- 14, 「介護地獄<脱出>」『週刊ダイヤモンド<合併特大号>』ダイヤモンド社、2009,5・9、p30～117。
- 15, 「介護&老人ホーム」『週刊ダイヤモンド<特大号>』ダイヤモンド社、2010,10,23。